

特定非営利活動法人日本肺癌学会
若手奨励賞細則

(総 則)

- 第1条 本会に学会奨励賞をもうけ、これを若手奨励賞と名付ける。
- 第2条 本賞は胸部腫瘍学に関する優れた研究業績を発表した本会の若手正会員・準会員（応募の年の7月31日現在・40歳未満）に対して、5名程度選考し、本会学術集会において授与する。
- 第3条 本賞は篠井・河合賞基金より寄贈される金品をもって、賞状ならびに賞金を授与する。
- 第4条 受賞者は受賞後、本会定期学術集会において記念講演を要請されることがある。
- 第5条 過去に本賞を受賞したものは応募できない。

(選 考)

- 第6条 応募業績の範囲は、本会の学会誌「肺癌」あるいは、関連のある学術誌に発表された業績1編とする。
- 第7条 応募業績は、応募3年前の8月1日以降に掲載されたものとする。
- 第8条 本学会の評議員1名の推薦を必要とする。
- 第9条 本賞に応募するものは、履歴書、応募業績1編の別刷、推薦状及び応募期間内に発表したその他の論文業績リストを記し、本会事務所気付理事長あて（表書に若手奨励賞書類と明記のこと）に、7月31日までに送付する。
- 第10条 受賞候補者は、総務委員会において選考され、理事会で受賞を決定し、評議員会に報告する。
- 第11条 議長は、原則として総務委員長がこれにあたる。ただし、議長が推薦者または応募業績の共著者となっている場合は、それに抵触しない理事長ないし副理事長等がこれにあたる。
- 第12条 総務委員が推薦者または主たる応募業績の共著者となっている場合、その論文に対しては評価することができない。
- 第13条 応募論文が学会誌「肺癌」への発表論文の場合は加点对象とする。また応募論文が雑誌「肺癌」への発表論文でない場合でも応募論文以外の業績リスト中に学会誌「肺癌」への発表論文がある場合は1編に限って加点对象とするので、応募論文別刷りのほかに当該論文の別刷りも合わせて提出する。但し、応募3年前の8月1日以降に掲載されたものとする。

(篠井・河合賞基金)

- 第14条 篠井・河合賞基金は、篠井・河合基金ならびに篤志家より寄付された金品をもってこれにあてる。

(細則の修正および改定)

- 第15条 本細則は、理事会の議決を経て変更することができる。

附則

- １．この細則は、平成２７年２月２６日から施行する。
- ２．この細則は、平成２７年７月２日から施行する。
- ３．この細則は、平成２７年１１月２５日から施行する。
- ４．この細則は、平成２８年７月８日から施行する。
- ５．この細則は、平成２８年１２月１９日から施行する。
- ６．この細則は、令和３年７月９日から施行する。